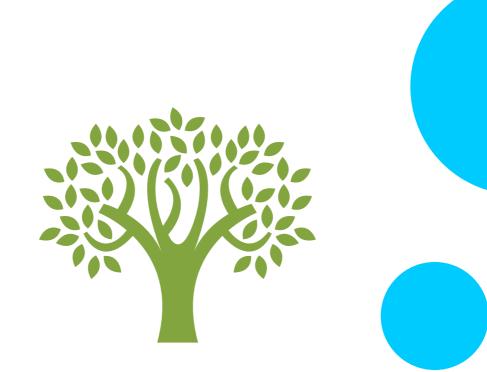
かすみがうら市 男女共同参画計画

男女共に生きかいあい育む豊かなまちをめざした





平成20年3月

はじめに



近年、少子・高齢化の進行や国際化、情報化の進展など社会情勢が目まぐるしく変化している中、家族形態や人々のライフスタイル・価値観なども多様化し急速な変革の時代を迎えています。

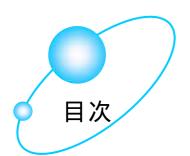
このような社会情勢に柔軟かつ的確に対応し、豊かな地域社会を築いていくには、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は必要不可欠なものであります。

そこで、かすみがうら市では、男女共同参画社会に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、「男女共同参画社会に関する取り組みを総合ちをめざして」を基本理念として「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定しました。

この計画書が策定され、かすみがうら市では男女共同参画社会形成のための第1歩を踏み出したところです。今後は、この計画書に基づいて様々な施策を展開して参りたいと考えておりますが、市民の皆様におかれましても、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場において、男女共同参画が実感できる社会を目指し、その実現に向けて取り組んでいただきますよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

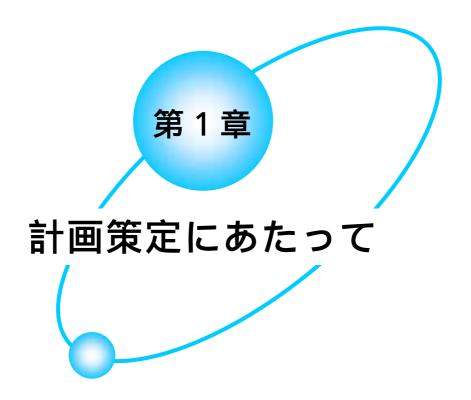
最後に、この計画書の策定にあたり熱心にご審議いただきましたかすみが うら市男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいた だきました市民の皆様や関係各位の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成20年3月



かすみがうら市男女共同参画計画

		- . —		_																													ジ
第 1	章	計画	策	疋	に	あ	た	つ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第 1	節	計	画	策	定	の	趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	第 2	節	計	画	策	定	ത	背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		1	₩	黒	ത	動	₹	•	•																								2
		2		*	の	計	±															•											2
			芒	计	い 旧	判	€	<u>.</u>		i		Ĭ.			Ī				Ĭ.			•	Ī			Ī		Ī	Ī				ر ا
		3	次	坝	垰	(1)	剿	2	<u>.</u>	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		4	ע)	9	ታ	か	つ	6	中	ഗ	虭	5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第 3	節	か	す	み	が	う	5	市	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		1	人		の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		2	女	性	ത	就	労	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		3	男	'	#	同	参	画	ı,-	塱	ਰ	る	音	詊								•											9
		4	里	$\widehat{\tau}$	$\frac{1}{2}$	同	幺	믋	計	亼	i.	7	LA	7								•										1	1
		-	2	_	ᄌ	ויין	3	ш	T⊥	<u> </u>	ıC	_	VI	٠																		•	'
第 2	辛	計画 1 2 3	iσ	畑	亜																											1	2
70 4	早	山巴	U ⊥≟	丽	女の	#	*	ĪĦ	<u>.</u>	Ī		Ĭ.			Ī				Ĭ.				Ī			Ī		Ī	Ī			1	ر ا
		1	히	二	(J)	圶	坐	汪	心	•	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	٠	٠	٠	•	٠	•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	1	4
		2	計	쁴	(J)	11/	直	1ग	ワ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
		3	計	쁴	の	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
		4	計	画	の	体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第 3	章	施策	の	展	開	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	基本	目標	į		互	しし	に	支	え	合	う	家	庭	環	境	づ	<	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
		基本	施																			•											
		基本		-																		•											
		基本		-																													
		基本																															
	# +			冞		+*	エか	圧	~	四十	<i>∪</i>	/ 十	胜	水っ	<u>+</u>	ひノ	メベ	仮	12	٠	٠	•	•	•	•	•		•	•	•	٠	2	1
	基 华	目標				惊																•											
		基本		-																		備											
		基本	施	策	2		家	庭	۲	両	立	す	る	労	働	の	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
		基本					多	樣	な	働	き	方	^	の	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
	基本	目標			互	しし	に	人	権	を	認	め	合	う	社	会	づ	<	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		基本					地	域	汁	会	ات	お	ゖ	る	男	女	#	同	参	画	ത	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		基本					里	t	#	同	参	画	存	推	谁	Ĺ	t:-	数	苔	•	学	習	ന	夼	宔							4	7
		基本		-			国	へ	仏	抽	を紹	レ	拉	割	~=	•	•	•			,	•	•	•	•							1	a
	╅⋆	全年				+	#	际	45	生	が 大	1 #	油	교	z	/ ★	4 ıl	づ	/	ın			_									_	^
	埜 平																																
		基本																															
		基本	施	朿	2		仃	政	猚	進	1本	制	0)	允	美	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
3/2 7 desl	1 // 																															_	_
負料	編・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
		計画																													•	5	6
		諮問																				•									•	5	8
		答申	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
		かす	· み	が	う	5	市	男	女	共	同	参	画	推	進	委	員	会	委	員	名	簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
		法令																															



第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 日本の動き
- 3 茨城県の動き
- 4 かすみがうら市の動き

第3節 かすみがうら市の現状

- 1 人口の推移
- 2 女性の就労
- 3 男女共同参画に関する意識
- 4 男女共同参画社会について

第1節

計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、これまで男女平等の実現に向けたさまざまな取組みが着実に進められてきましたが、現在でも解決すべき多くの課題が残されており、より一層の努力が必要です。

21世紀に入り、私たちを取り巻く社会経済情勢は少子・高齢化、情報化、国際化の進展、家族・地域社会の変化などにより大きな転換期を迎えています。

このような変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かな社会を目指していくうえで、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、大変重要な課題となっています。

かすみがうら市では、「かすみがうら市総合計画」の中で市の将来像として「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を掲げています。かすみがうら市に誇りを持ち、誰もがまちづくりの主人公になれるまちを、市民・事業者・市が一体になって創り育てるためには、あらゆる分野への男女共同参画が必要な条件となります。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けてかすみがうら市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定しました。

第2節

計画策定の背景

1 世界の動き

1975年 (昭和50年)	国際連合は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催した「国際婦人年世界会議」では「世界行動計画」を採択し、その翌年からの10年間を、「国際婦人の10年」と位置
	付け、その目標を「平等・開発・平和」と定めました。
	国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する
1979年	条約(女子差別撤廃条約)が採択され、翌1980年(昭和55年)に
(昭和54年)	「国連婦人の10年中間年世界会議」において署名式が行われ、批 准に向けた各国の取組みが活発となりました。

1985年(昭和60年)	「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦2000年に向けて、女性の地位向上のために各国が取組むべきガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1995年 (平成7年)	北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」には、女性の健康、女性に対する暴力、意思決定における女性の参画など12の課題が示され、また「北京宣言」では「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めることが明示されました。
2000年(平成12年)	ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2 日本の動き

	,
1945年 (昭和20年)	日本では、婦人参政権の付与が決定され、「衆議院議員選挙法」の 一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年、「法の下の 平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。
1984年 (昭和59年)	「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法の整備が進められ、「国籍法」および「戸籍法」の改正、翌年に「国民年金法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定されました。
1987年(昭和62年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1994年 (平成6年)、総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」および「男女共同参画推進本部」が設置されました。
1996年(平成8年)	男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
1999年 (平成11年)	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国社会を決定する重要課題として位置付けられ、社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることになりました。
2000年(平成12年)	男女共同参画社会基本法に基づ〈初めての計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001年(平成13年)	中央省庁等改革に伴い、新たに内閣府に「男女共同参画局」および「男女共同参画会議」が設置されました。
2005年 (平成17年)	「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、この新しい計画に基づいて男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。

3 茨城県の動き

1978年(昭和53年)	生活福祉部に青少年婦人課を設置し男女共同参画への取組みを始め、担当課が婦人児童課となるなどの所管を経て、1991年(平成3年)には、婦人問題推進有職者会議からの提言を受けた「いばらきローズプラン21」が策定されました。
1994年 (平成6年)	福祉部に女性青少年課が設置されました。
1 9 9 5 年 (平成7年)	「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置付けられました。
1996年 (平成8年)	県が取組むべき女性施策の指針として、男(ひと)と女(ひと)のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。
1999年 (平成11年)	プランの一層の推進と全庁的な取組みを可能とするため、女性青少年課を福祉部から知事公室へ移す組織改編が行われました。
2001年 (平成13年)	「茨城県男女共同参画推進条例」の施行、同時に「茨城県男女共同参画審議会」が設置されました。さらに、「茨城県女性対策推進本部」が「茨城県男女共同参画推進本部」と改称されました。
2002年(平成14年)	条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みの方針を明確にしました。
2005年(平成17年)	あらゆる分野における女性の意欲的な取組みを支援するため、「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設しました。
2006年 (平成18年)	「茨城県男女共同参画実施計画(平成18年~平成22年)」が策定されました。

4 かすみがうら市の動き

これまでの男女共同参画に関する事項は、合併前は婦人児童課(旧千代田町)と生涯学習課(旧霞ヶ浦町)において取組んできました。旧千代田町においては、総合計画に位置付けされ、全体的には女性委員、女性管理職の見直し、女性団体の育成等を実施してきました。また、旧霞ヶ浦町においても、総合計画の位置づけにより、女性委員等の見直し、女性団体の育成、各種講座(男性の料理教室)を実施しました。

2005年 (平成17年)	3月28日、旧千代田町と旧霞ヶ浦町が合併し、市長公室企画課が 設置され女性行政推進の担当課となりました。 12月、「かすみがうら市男女共同参画行政の課題について」関係各 課代表による事務打合せを実施しました。
2006年(平成18年)	4月、組織改編により市長公室広聴広報課へ移管し、「かすみがうら市男女共同参画推進委員会設置要項」を制定しました。 7月、市内在住の20歳以上の男女 1,500 名を対象に男女共同参画市民意識調査を実施しました。 10月、「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画推進会議・検討会」を設置し、総合的な推進に向けた第一歩を踏み出しました。
2007年(平成19年)	「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画推進会議および推進 会議検討会」を開催し、計画策定に関する協議を行いました。
2008年(平成20年)	市民意識調査報告書の結果を踏まえ推進委員会等での協議を重ね、将来に向けての取組みを総合的・計画的に推進するため、「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定しました。

第3節

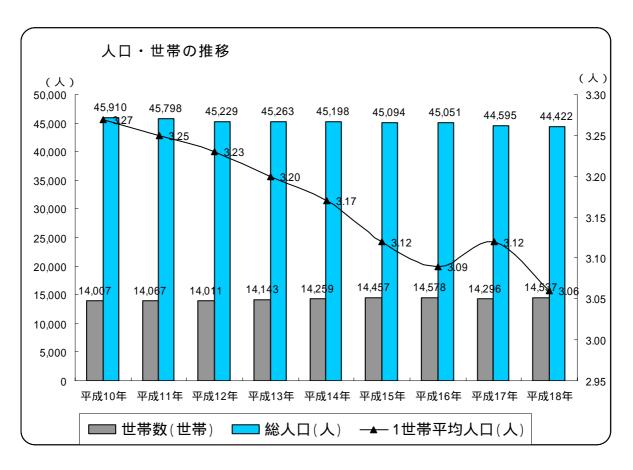
かすみがうら市の現状

1 人口の推移

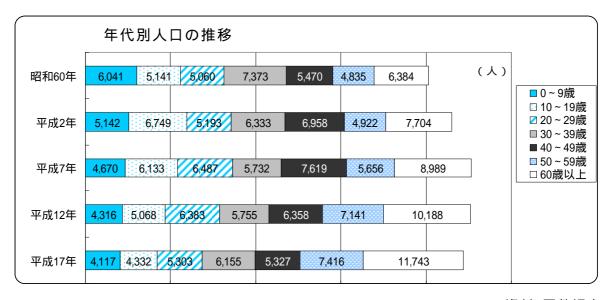
かすみがうら市の人口は平成10年の45,910人から少しずつ減少を 続け、平成18年には44,422人となっています。

一世帯あたりの平均構成人数は平成10年には3.27人でしたが、平成 18年には3.06人となり、僅かに核家族化が進んでいます。

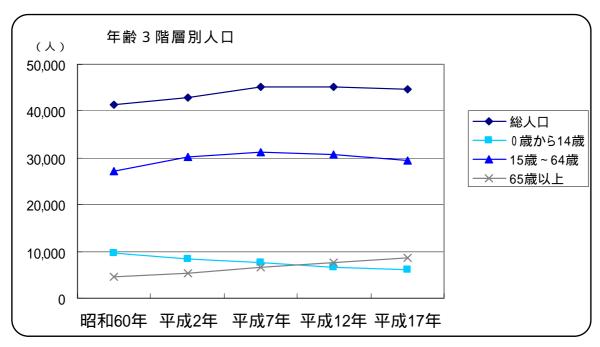
年代別では、0歳から19歳の年齢層は減少傾向にあり50歳以上は年々増えています。さらに、3階層別人口でみると0歳から14歳の若年者層は減少し、65歳以上の高齢者層が増加し、平成12年には高齢者層の人口が若年者層を上回り、かすみがうら市でも少子・高齢化の傾向がうかがえます。



資料:茨城県常住人口調査



資料:国勢調査



資料:国勢調査

2 女性の就労

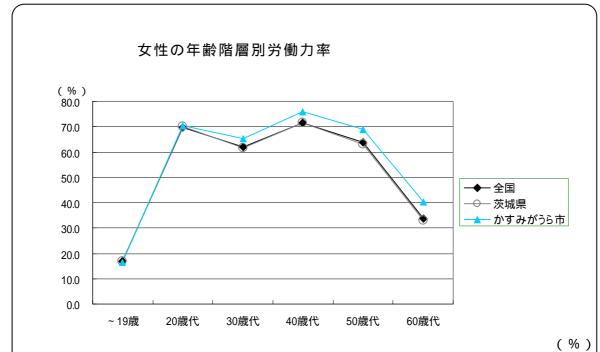
かすみがうら市の人口の減少に伴い、就業者数も減少していますが、就業者全体に占める女性の割合はほぼ横ばいとなっています。

女性の労働力状況を年代別にみると、20歳代と40歳代が頂点となり、30歳代が底となりM字型を描いています。これは、女性の労働力が出産・育児期に低下し、育児期を終えた40歳代に再就職をしているものと考えられます。

かすみがうら市の就業者および就業者全体に占める女性の割合の推移

区分	就業者数(人)	うち女性(人)	女性の比率(%)
昭和60年	21,247	8,159	38.4
平成 2年	22,510	8,639	38.4
平成 7年	24,380	9,358	38.4
平成12年	24,094	9,578	39.8
平成17年	23,250	9,456	40.7

資料:国勢調査



		~ 19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
全	国	16.8	69.8	61.9	71.7	63.7	33.6
茨	城 県	16.7	70.2	61.7	71.4	63.3	32.9
かすみ	がうら市	16.4	70.5	65.2	75.8	69.0	40.4

資料:国勢調査

3 男女共同参画に関する意識

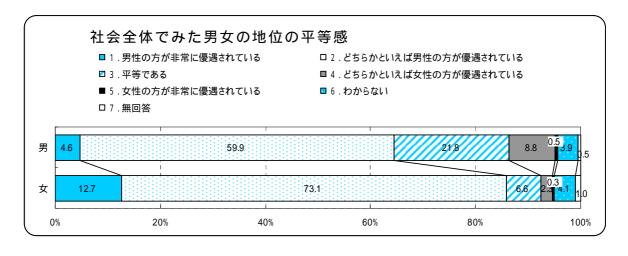
市民意識調査によると、社会全体でみた場合、男女の地位の平等に関する意識について、男性は6割以上が、女性は8割以上が「男性が優遇(どちらかといえばを含む。)」されているという意識があり、依然として男性中心の社会と感じている方が多いことを裏付けている結果となっています。

項目別にみると、「社会通念、慣習、しきたり」、「家庭生活(家事育児など)」、「政治の場」、「職場」については、6割を超える方が「男性が優遇」されているという意識をもっています。これらは、家庭、就業といった生活を営むうえでの日常場面に集約されることから、毎日の生活の中に不平等感が存在していることがうかがえます。

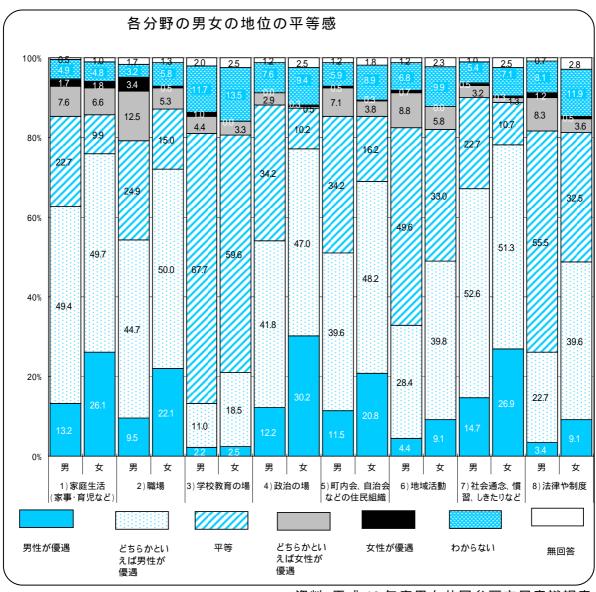
比較的平等と感じる意識が高い項目としては、「学校教育の場」が挙げられ、6割を超える方が「平等」という意識をもっています。次に「法律や制度」、「地域活動」があげられ、これは、ボランティア活動などの参加者に女性が多いということがひとつの要因と考えられ、「参加する機会」の多少が平等意識に影響を与えているということが分かります。

男女間の意識という点でみると、すべての項目で、女性の方が、より「男性が優遇」されているという意識をもっており、特に「法律や制度」において、男性は5割強の方が「平等」と感じていることに対して、女性は約3割となっており、その格差が大きくなっています。

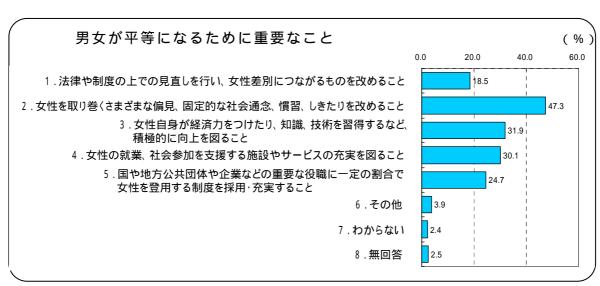
そのような格差を縮め、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なのは「女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めることと」感じている方が5割近くを占めており、日常的な生活の中に問題が存在していることがうかがえます。



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



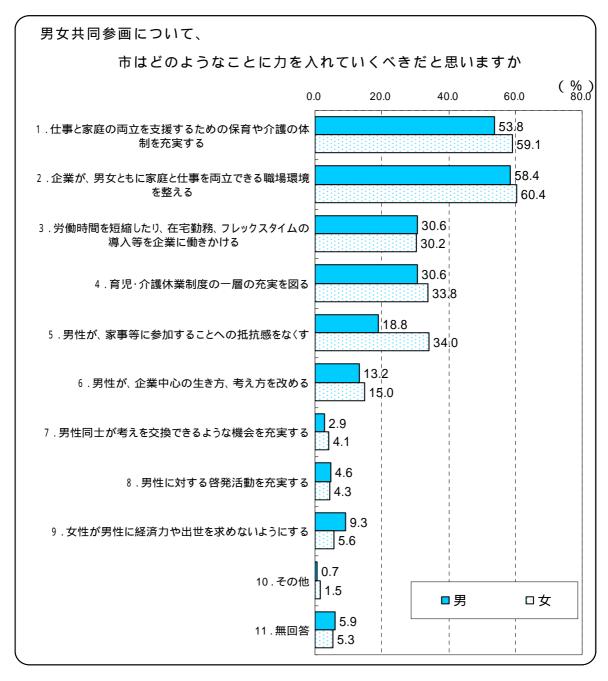
資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



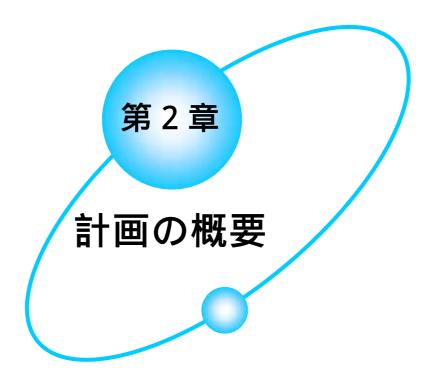
資料: 平成18年度男女共同参画市民意識調査

4 男女共同参画社会について

市が今後、進めていく施策について、力を入れていく項目としては、「男女がともに働きやすい職場環境の整備」、「保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援」、「育児・介護休業制度の充実」の順となっており、就業や福祉関連に対する積極的な施策展開が求められています。



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



- 計画の基本理念 1
- 計画の位置付け 計画の期間 計画の体系 2 3 4

1 計画の基本理念

かすみがうら市では、少子・高齢化、情報化、国際化の進展や家族・地域社会の変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かなまちを築くため、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを目指します。

そこで、「かすみがうら市男女共同参画計画」では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念を踏まえ、「男女共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」を基本理念として掲げることとします。

男女共同参画社会基本法基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
 - 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調



「かすみがうら市男女共同参画計画」基本理念

- 男女共に生き
 - ふれあい育む豊かなまちをめざして

2 計画の位置付け

- (1)計画は、男女共同参画に関する施策について総合的かつ計画的な推進 を図るため、その基本的な考え方と施策の基本的方向を具体的に示すも のとします。
- (2)計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づくものであり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- (3)計画は、「かすみがうら市総合計画」に基づくものであり、各分野に おける他の部門別計画との整合性を図り策定するものです。
- (4)計画は、平成18年度に実施した「かすみがうら市男女共同参画社会市民意識調査」の結果やかすみがうら市男女共同参画推進委員会など、市民の声を反映して策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。 ただし、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを 行うものとします。

(年度)



4 計画の体系

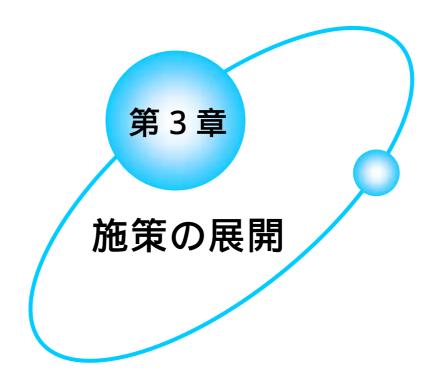
基本理念 男女共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして

基本目標	互いに支え合う家	(庭環境づ(り	[施策の方向]
		(1)家事·育児·介護	隻等に対する男性の参画推進
甘土枕笠1	 家庭生活への男女共	(2)家庭内暴力の発	生を防ぐ体制づくり
│基本施策1 │ │	同参画の促進	(3)相談体制の充実	会議では、
		(4)男女共同参画の 直し)視点に立った社会制度 · 慣行の見
基本施策2	子育てへの支援	(1) 子どもが健やかに	こ育つ生活環境の整備
至中心块 2	丁月で八の文板	(2)地域で支え合う	 子育ての支援
		(1)高齢者が安心し	て暮らせる環境づくり
基本施策3	│高齢者、障害者など │に対する支援	(2)高齢者の社会参	┊画促進
		(3)障害者自立支援	その推進
# + \tau \tau \	生涯を通じた健康へ	(1)生涯を通じた健児	東に関する意識の浸透
基本施策4	の支援	(2)心身の健康保持	・増進への支援

基本目標	多様な働き方を支	える意識づくり
		(1)男女共同参画の視点に立った職場づくり
甘木佐笠1	働く場における労働環	(2)女性の能力を発揮するための支援
基本施策1	境条件の整備	(3)働〈女性の健康管理措置の促進
		(4)セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進
基本施策2	家庭と両立する労働 の促進	(1)職場と家庭の両立の支援
		(1)多様な働き方を可能にする就業条件の整備
基本施策3	多様な働き方への支	(2)起業、再就職に対する支援
	援	(3)農林水産業·商工業等の自営業における男女が共 に働きやすい環境整備

基本目標	互いに人権を認め	合う社会づくり
		(1)男女が共に参画する地域活動の促進
基本施策1	地域社会における男	(2)人材育成と地域活動支援の充実
本中 加	女共同参画の促進	(3)地域の防犯・防災対策の推進
		(4)メディアにおける人権尊重
** ** ** * * * * * * * * * * * * * * *	男女共同参画を推進	(1)学校教育等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
基本施策2	する教育・学習の充実	(2)生涯学習における男女共同参画を推進する教育· 学習の充実
甘未佐华)	国際的理般と投資	(1)情報の収集·提供
基本施策3	国際的理解と協調	(2)国際交流・国際協力の推進

基本目標	男女共同参画を持	推進する体制づくり しゅうしゅう
	 政策 · 方針決定過程	(1)審議会・委員会等への女性の参画促進
基本施策1	における男女共同参 画の促進	(2)女性が市政へ参画するための支援
	国 60 促進	(3)事業所・団体における女性の参画推進
		(1)庁内の男女共同参画の推進
# +		(2)庁内における働きやすい職場づくり
基 4 他 束 4	行政推進体制の充実	(3)男女共同参画に関する情報提供と調査研究
		(4)推進体制の確立



基本目標 互いに支え合う家庭環境づくり

基本施策1 家庭生活への男女共同参画の促進

基本施策2 子育てへの支援

基本施策3 高齢者、障害者などに対する支援

基本施策4 生涯を通じた健康への支援

基本目標 多様な働き方を支える意識づくり

基本施策1 働く場における労働環境条件の整備

基本施策2 家庭と両立する労働の促進

基本施策3 多様な働き方への支援

基本目標 互いに人権を認め合う社会づくり

基本施策1 地域社会における男女共同参画の促進

基本施策 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本施策3 国際的理解と協調

基本目標 男女共同参画を推進する体制づくり

基本施策 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

基本施策 2 行政推進体制の充実

基本目標

互いに支え合う家庭環境づくり

少子・高齢化や核家族化の進行、離婚率や未婚率の上昇等により家族形態の変化が進んでいます。男性の中には仕事中心の意識・ライフスタイルが根強くあり、家事・育児や介護が女性に依存されているのが現状です。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割意識にとらわれずに、家族を構成する男女が互いに協力し合い家庭生活において家族の一員としての責任を果たすことが大切です。

また、女性に対する暴力は女性の人権を侵害し、被害者や家族を脅かす大きな問題であり、被害者への支援対策が求められています。

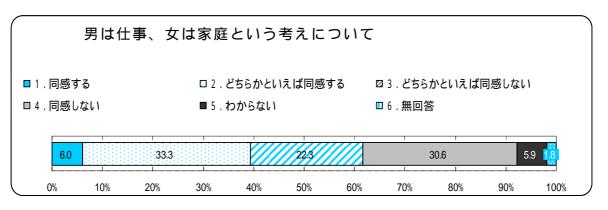
そのため、男女が性別にかかわりなくひとりの人間として尊重され人権を 侵害されることのない社会を構築していくには、個人の意識改革はもとより、 それを支える環境を整備していく必要があります。これらの環境は、「家庭」 や日常生活に包含され、この環境整備を推進する取組みを展開します。

基本施策1・家庭生活への男女共同参画の促進

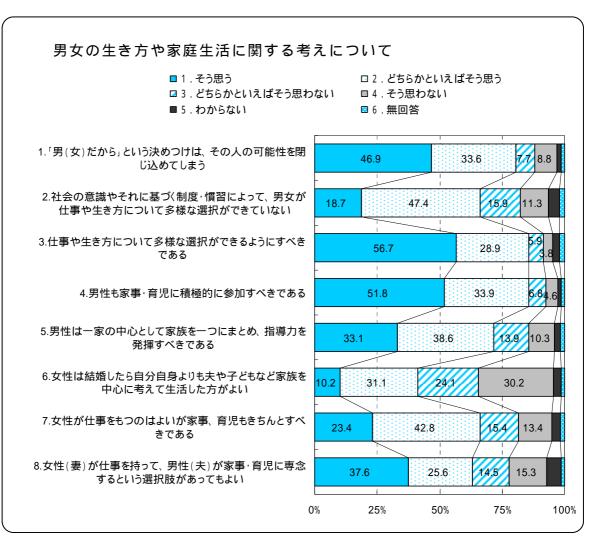
男女が個性や能力を発揮して仕事をしたり、安心して子どもを生み育てることができる社会を形成するには、仕事などの社会生活と家事・育児・介護などの家庭生活の両立が図れる仕組みをつくることが必要です。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、5割以上が「同感しない」という回答となっています。男女の生き方や家庭生活に関する考え方については、「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」や「仕事や生き方について多様な選択をすべきである」という回答が8割を超えているものの「女性が仕事をもつのはよいが家事、育児もきちんとすべきである」という回答も6割を超えています。また、家庭の中で家事・育児は女性が主体で、男性は家庭における全体的実権を握っており「参加」の立場という役割分担意識がみられます。このようなことからも、男性のための学習機会の充実などにより社会的な気運の醸成を図り、積極的に男性が家庭生活に参画できる取組みを進めます。

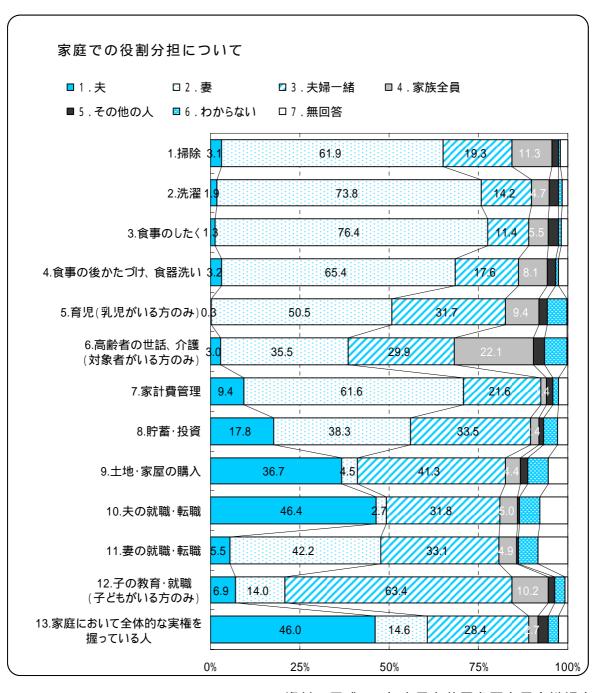
また、配偶者へ対する暴力は被害者を恐怖に陥れ、自立心や自尊心を失わせてしまうだけでなく、その暴力を目の当たりにした子どもなど弱者へ連鎖、拡散していく可能性もあり、被害者や家族の人生を脅かす大きな問題です。暴力が人権侵害であることを認識することは重要なことであり男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。発生を未然に防ぐ環境づくりを進めるとともに相談窓口の充実や関係機関との連携を図ります。



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



資料:平成18年度男女共同参画市民意識調査

(1)家事・育児・介護等に対する男性の参画推進

家事・育児・介護等の家庭での仕事に対する適正な評価と男性の積極的な参画を図るための取組みを推進します。

家庭生活における男女の調和のとれた環境づくりを促進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策·事業例	担当課
男性の家事能力の向上支援	料理教室への男性の参加促進	千代田公民館
子どもの家事手伝い支援	家のお手伝いを進んでする子どもの育成	学校教育課
男性の介護能力の向上支援	介護教室への男性の参加促進	長寿福祉課
男性の参画推進	意識啓発活動	広聴広報課

(2)家庭内暴力の発生を防ぐ体制づくり

配偶者間の暴力や子どもや高齢者の虐待など、暴力防止についての社会的認識を徹底させるため、広報啓発を行います。

地域住民や被害者の保護にかかわる関係者との連携を促進し、防止体制の整備に努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
トメスティック・ハイオレンス対策	配偶者暴力相談支援センター(婦人相談 所内)関連機関との連携強化	子ども福祉課
	警察署等関連機関との連携強化	
児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会を中心として 関係機関と連携した要保護児童への支援 推進	
	家庭相談員による助言・指導	
	健康相談、健診、訪問指導等による早期発見と防止	健康増進課
	学校や民生委員·児童委員等地域での早期発見と防止	学校教育課
高齢者虐待防止対策	介護関係者や民生委員等地域での早期 発見と防止	長寿福祉課

ドメスティック・バイオレンス:親密な関係にある男女間で行われる身体的・精神的な暴力のこと

(3)相談体制の充実、被害者支援体制づくり

人権侵害への対策として、男女共同参画の視点に立った相談事業や関係 機関との連携体制の整備に努めます。

子どもや親が気軽に相談できるような体制の充実に努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
被害者支援体制の整備	ドメスティック・バイオレンス等に関す る相談体制の充実	
	関係機関との連携強化	子ども福祉課
家庭児童相談の充実	家庭における児童相談および助言・指導	
人権相談の充実	人権擁護委員による相談体制の充実	社会福祉課
子育て相談の充実	子育てに関する相談の充実	健康増進課
教育相談の充実	教育支援センターにおける不登校等子どもの教育に関する相談および指導 小・中学校における相談体制の充実 スクールカウンセラー配置による相談体制	学校教育課
	の充実 いじめホットライン(24時間体制の電話相 談)の充実	

(4)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 多様な生き方に配慮した社会制度・慣行の見直しを推進します。 性別による役割分担意識の解消を目指し、意識啓発に努めます。

【事業計画】

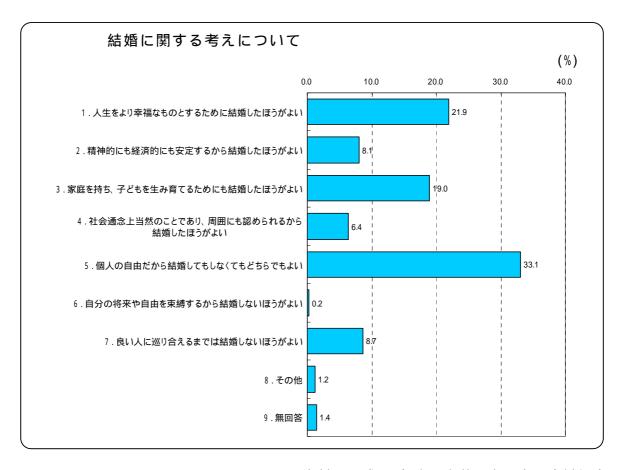
施策	具体的施策·事業例	担当課
男女共同参画の視点に立った	意識啓発活動	広聴広報課
人権を尊重する意識の啓発	人権擁護委員との協力による啓発	社会福祉課
男女共同参画の視点に立った 人権教育の推進	学校教育における人権教育の推進	学校教育課
	人権教育に関する研修の充実	
性別による固定的役割分担意 識の解消	意識啓発活動	広聴広報課

基本施策2-子育てへの支援

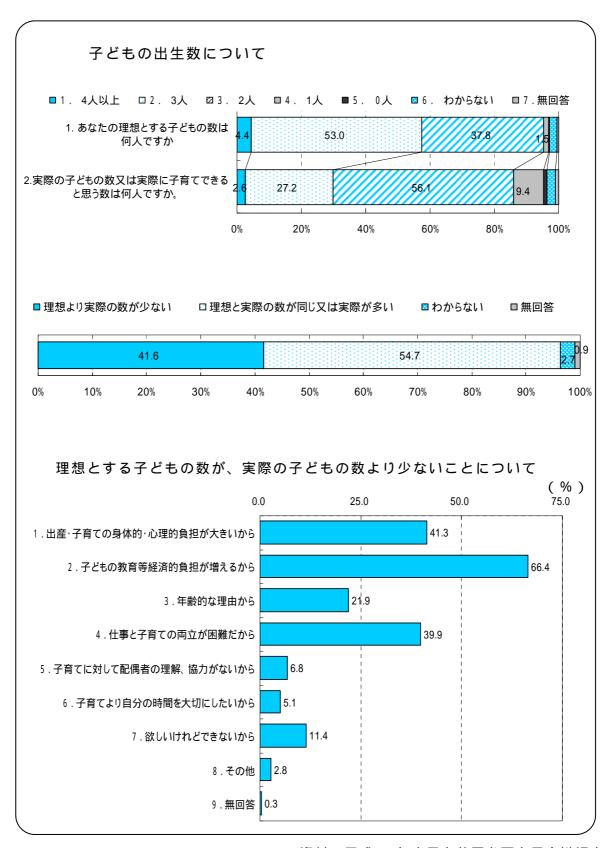
市民意識調査では、結婚に関する考えについて、「個人の自由だからどちらでもよい」が3割を占めているものの、「子どもを産み育てるためにも結婚したほうがよい」等の回答もありました。また、子どもの出生数については、4割以上が理想とする子どもの数より実際の子どもの数、または子育てできると思う数が少ないという回答となっており、「子どもの教育費等経済的負担が増えるから」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」、「仕事と子育ての両立が困難だから」等が主な理由になっています。

子育でにおいては、男女がそれぞれ大切な役割を担っていますが、女性が担う「母親」の役割は貴重である一方、女性の役割が「母親」に限られないことはいうまでもなく、夫婦における家事や仕事の役割分担をバランスよく共有することが重要です。また、「誰もが子どもを産み育てることの尊さと喜び」を理解し、それぞれの立場から、子どもの健やかな成長を見守っていける地域社会を形成していくことが大切です。そのため、子育でにおける男性の参画の推進、子育でに対する支援を推進していきます。

「子育て」については、次世代育成支援地域行動計画に基づき、地域全体 で子育て環境や教育環境および生活環境の整備に努めます。



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

(1)子どもが健やかに育つ生活環境の整備

男女がともに責任をもって行動し、子育てについて共に担うことができるように、学習機会の提供や相談体制の充実に努めます。

【事業計画】

施 策	具体的施策·事業例	担当課
父親の育児能力の向上支援	妊婦教室や乳幼児健診への父親の参加促 進および父親の育児能力支援	健康増進課
	家庭教育手帳の配付	化证学 羽钿
男女が共に、子育てをするための支援	家庭教育学級の充実	生涯学習課
	教育相談の充実(再掲)	学校教育課
	はぐくみルームにおける育児相談の充実	健康増進課
	家庭相談体制の充実(再掲)	子ども福祉課

(2)地域で支え合う子育ての支援

次世代育成支援にかかわる諸施策を推進するとともに、保育所の充実等地域における子育て支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭等においては子育てや経済的自立を促進するための施策の充実を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策·事業例	担当課
保育サービスの充実	乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保 育等の充実	・子ども福祉課
	統合保育所整備事業による保育サービスの 向上	
地域子育て拠点事業の推進	子育て支援センターの充実	
	育児相談や子育てサークル支援等の事業 の充実	
	子育て支援の取組みを広めるための広報・ 啓発	
児童の健全育成事業の充実	放課後児童クラブの運営内容の充実	
	放課後子ども教室の推進	生涯学習課

児童館活動の充実	母親クラブなどの組織を支援	子ども福祉課
	子育ての情報の提供	
	世代間交流の促進	
子育てネットワークづくり	子育てサポーターの育成、子育てサロンなど の子育て機会の提供	
	未就学児を対象に子育てひろばを開催し子 育てに関する学習·交流活動を推進	生涯学習課
子育てに関する手当等制度の周知	児童手当、子育て奨励金	子ども福祉課
	医療福祉費制度	国保年金課
	幼稚園就園奨励制度、就学援助費	学校教育課
ひとり親家庭への支援体制の充実	母子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援や 各種制度の周知·活用の推進	子ども福祉課
	母子家庭·父子家庭医療福祉費助成	国保年金課

子育てサポーター: 妊産婦や乳幼児から中学生くらいまでの子どもをもつ親に対して、 出産、子育て、しつけなどについて、友人のような関係で気軽に相談に応じたり、きめ 細かなアドバイス等を行う人

基本施策3-高齢者、障害者などに対する支援

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進が求められています。高齢者や障害者の介護については、同居している女性が担うことが多い現状にあり、男性の介護に対する理解と協力が必要です。

そこで、高齢者が健康で自立した生活を送るための生きがいづくり、介護 予防対策を推進するとともに、介護における男性の積極的な参画を促すため の取組みや介護サービス基盤の整備を推進します。

一方、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを利用して障害者が地域、在宅で生活し、自立と社会参加を進めることとなりました。そのため障害のある男女それぞれのニーズに配慮しながら安心して参画できる社会を構築するために、日常生活や社会生活基盤を整備し自立支援を推進します。

(1)高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が要介護状態となることなく生活できるよう、高齢者の健康づくり活動や介護予防事業を推進します。

男性の介護に対する理解と協力を促し、男女が共に介護に取組む環境づくりを推進します。

介護に取組む家族の悩みなどに対する相談・支援体制の充実を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策·事業例	担当課
÷ +	健康手帳の交付	健康増進課
高齢期の健康づくり活動の推 進・支援	健康教室の開催による生活習慣病予防と健康保持を支援し、健康に関する相談を実施	健康増進課
閉じこもり防止と介護予防事業	高齢者訪問、転倒防止教室の実施	長寿福祉課
の推進	訪問活動の推進	
男女が共に介護をするための 支援	介護教室の開催	
	地域包括支援センターの充実	
地域包括支援体制の整備	地域ケアシステムによる地域ケアセンター業務 との連携	
	在宅介護支援センター等関係機関との協力 体制の推進	長寿福祉課
	介護予防事業の推進	
介護相談・支援体制の充実	各種介護保険サービス利用の相談・支援	
	介護者の悩み相談・支援体制の充実	
	県の相談センターや保健所等各相談機関と の連携強化	
	の連携強化	

(2)高齢者の社会参画促進

高齢者が生きがいを持って健やかな生活を送るために、男女を問わず社会に参加し、活動できる組織の整備を推進します。

高齢者のもつ高い就労意識と技能経験を生かした就労を支援します。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
生きがいづくり活動の支援	高齢者大学講座の開催	生涯学習課
	関係機関との連携による高齢者の活動支援	長寿福祉課
就労支援	シルバー人材センターの活動支援	及有油缸床

(3)障害者自立支援の推進

障害のある男女へ配慮しつつノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進め自立した生活が送れるよう地域の支援体制づくりを推進します。

自立支援および各種就職支援等による雇用機会の充実などを進め,障害者の社会参加を促進します。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
	福祉サービス提供体制の充実	
	短期入所等の充実	
地域生活支援事業の充実	情報提供の充実	
	相談支援事業の充実	
	地域活動支援センター事業の推進	· 社会福祉課
障害者住宅リフォーム助成事 業の実施	障害者住宅リフォーム助成事業の継続	
就労支援の充実	福祉施設や関係機関との連携による就労支 援	
社会参加の促進	スポーツ大会、文化活動への参加促進	
相談体制の充実	発達のおくれのある乳幼児を対象ににこにこ	
	教室を実施	健康増進課
	こころの相談事業の充実	

ノーマライゼーション:年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが普通に暮らせる社会が正常であるとして、その実現に向けてさまざまな社会条件を整備していこうとする考え方

基本施策4-生涯を通じた健康への支援

高齢化社会を迎えて、男女が共に生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることは、社会参画していくための基盤です。そして、男女が共にそれぞれの性や身体、心の特性について理解し、互いに思いやりを持ち、助け合うことは男女共同参画社会を形成する上での前提条件となります。このような点からも学校における性教育の重要性が高まっており、学齢に応じた適切な教育が求められています。また、情報化社会の進展とともに、人々の健康への意識の高まりにより、健康に関連する情報が社会に多く普及しています。そのような状況の中で一人ひとりの健康状態や年齢、生活習慣にあった健康管理が必要です。特に女性は、妊娠・出産・育児期があり、男性とは異なった支援が重要であるといえます。

これらのことから、男女の特性を理解するための情報や学習機会の提供に努め、また、各種健康診断の充実など健康増進策を推進します。

(1)生涯を通じた健康に関する意識の浸透

お互いの性について正しい知識を得るための健康教育の充実を図ります。

女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であるため の自己決定権の確立と学習・啓発機会の提供に努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
思春期における性教育の充 実	思春期に関する相談及び情報提供の実施	
年代に応じた健康管理の充実	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期に応じ た健康管理と学習会の充実	健康増進課
性感染に関する正しい知識の 普及	性感染症等の正しい知識の周知	

(2)心身の健康保持・増進への支援

次の世代を担う健やかな子どもを産み育てられるよう、母子保健にかかわる施策を推進します。

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、健康保持・ 増進のための取組みを充実します。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
	妊婦教室等における母体の保護と保育に関する 知識の普及	
妊娠・出産に対する支援の 充実	妊産婦健康診査等の充実	
元美 	ハイリスク妊産婦等に対する相談・指導の実施	
	不妊治療費の助成	
	育児相談の充実、育児不安の解消、児童虐待	
心身の健康にかかわる相談	防止等の心の健康づくり	
の充実	保健師、子育てアドバイザー等による家庭訪問の	/ 中 中 地 生
	実施	健康増進課
/A C グロ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	乳がん・子宮がん検診の実施	
健康管理・保健予防体制の	骨そしょう症予防教室の実施	
充実 	健康診査の実施および健康相談の充実	
	食生活改善推進員による生活習慣病予防のた	
 健康増進体制の推進	めの正しい栄養・食生活の普及、食育の普及、	
医尿道医体的切除医	健康づくり推進	
	健康運動推進員の育成および活動支援	
学校教育における健康保	児童生徒への食に関する指導の充実	学校教育課
持·增進支援	薬物乱用防止教育の充実	于"X YX 月 0木

基本目標

多様な働き方を支える意識づくり

就労は、人々の生活の経済基盤を形成するものであり、働くことによって達成感が得られ自己実現につながります。働きたい人が性別にかかわりなくその能力を発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、少子化が進展し労働力が懸念される現状において、多様な人材の活躍を促し、経済社会の活力となり男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持っています。

「男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)」等により、採用等における男女平等の確保が図られていますが、男女ともに職業の選択や職場においての不平等意識があり、男女間の格差が存在していることがうかがえます。また、経済環境などの変化により個人の働き方も、より多様性を増すと考えられる中、これらの変化に対応できるだけの能力を発揮する機会を狭めている現状があり、「仕事」と「家庭」の両立を支援することが重要となっています。

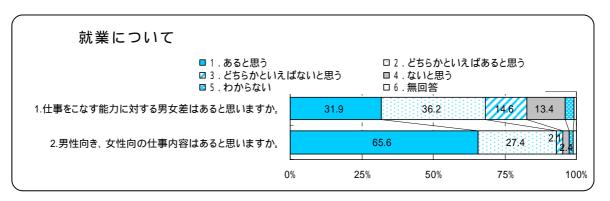
そこで、雇用における均等な機会及び待遇を確保するための企業等への働きかけや男女がともに職場生活と家庭生活、地域生活を両立させ一人ひとりが自分に合った多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりのための取組みを展開します。

基本施策1-働く場における労働環境条件の整備

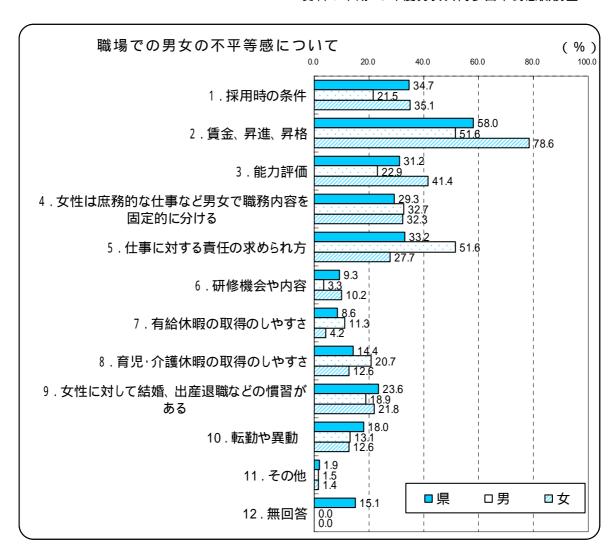
「男女雇用機会均等法」において、雇用上の募集・採用・配置・昇進・教育訓練等に係る男女の差別の禁止など働きやすい環境のための法的な整備が進んでいることから、これらの法の趣旨を広く市民や事業者に周知するとともに、事業者に対して雇用管理の改善を働きかけるなど、就業の場における男女平等を進めます。

市民意識調査において、職場での男女の不平等感についての回答のうち、女性は7割以上が、「賃金、昇進、昇格」、男性は5割以上が「仕事の責任の求められ方」を挙げています。このような点からも、男女格差解消のための積極的な取組みと併せ、就業能力を高めていくことが重要です。そのため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の女性の能力が十分に発揮できるようにするための施策を推進します。

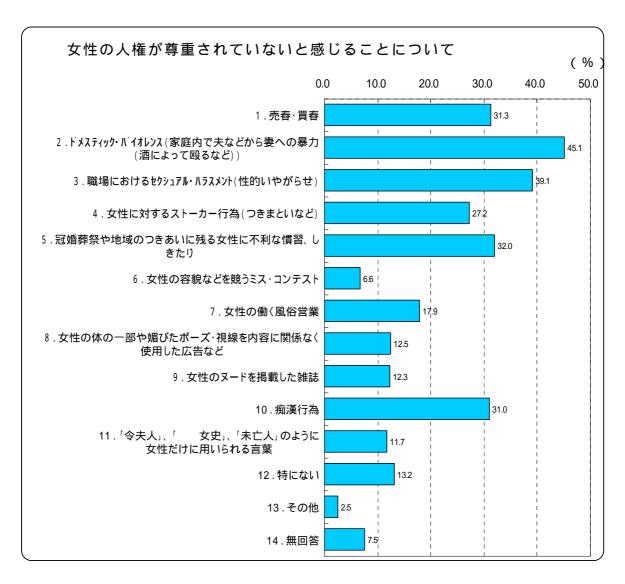
さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものであることから、人権侵害であることを認識し、事業所における防止対策の徹底を図るとともに、被害を受けた場合の相談体制の充実を図ります。



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

(1)男女共同参画の視点に立った職場づくり

事業者等への「男女雇用機会均等法」等の普及に努め、雇用管理の公正 な取扱いと、男女の格差解消のための積極的改善措置(ポジティブ・ア クション)を推進します。

施策	具体的施策・事業例	担当課
事業者、市民、自治体における男女雇用機会均等法の定 着の促進	茨城労働局雇用均等室や関係機関との連 携による周知および意識啓発活動	観光商工課
市内事業者への労働および 労働福祉関係情報の提供	ハローワークとの連携による情報提供	

積極的改善措置(ポジティブアクション): 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(2)女性の能力を発揮するための支援

就業や能力開発のための研修等の情報提供を促進します。 働く女性が学習や活動をする場の確保や機能の充実に努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
事業主等に対する女性の職 種・職域拡大の働きかけ	関係機関との連携による意識啓発活動	
事業主等への多様な就業形態、女性活用事例、再雇用 制度等の情報提供	ハローワークとの連携による情報提供	観光商工課
能力発揮促進のための情報 収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報収集および提供	
働く女性の家の活動推進	働〈女性の家の機能充実および活動推進	中央出張所

(3)働く女性の健康管理措置の促進

女性が安心して働ける職場環境づくりを促進し、母性健康管理に関する 意識啓発を図ります。

施 策	具体的施策·事業例	担当課
女性労働者への母性保護および保健に関する情報の周知と情報提供	茨城労働局雇用均等室や関係機関との連携による男女雇用機会均等法、労働基準法等の周知および母性健康管理に関する意識 啓発の推進	観光商工課
心身の健康を害する労働条 件や環境に対する是正の要 請	関係機関との連携による意識啓発活動	
パートを含むすべての女性労	関係機関との連携による意識啓発活動	観光商工課
働者への健康診断の周知	健康診断の充実	健康増進課

(4)セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を防止する対策が図られるよう啓発し、防止対策を推進します。

【事業計画】

施 策	具体的施策·事業例	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パ ワー・ハラスメント防止対策	茨城労働局雇用均等室や関係機関との連 携による事業主への防止対策の推進および 意識啓発活動	観光商工課

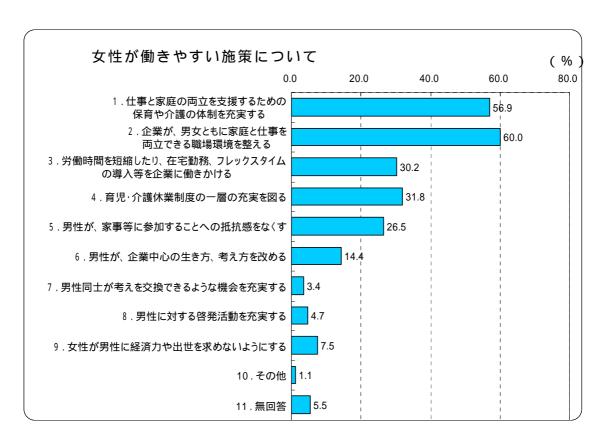
セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせのこと。略して「セクハラ」などと使われる。職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の行動をいい、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって職業活動を著しく悪化させること」とされている。

パワー・ハラスメント:職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

基本施策2・家庭と両立する労働の促進

女性は職業の有無にかかわらず、家事・育児等の家庭責任の多くを担っており、働く女性にとっては大きな負担となっています。男女が共に仕事と家事・育児・介護等を両立できるように、多様な勤務形態を可能にする条件整備が必要です。また、通勤時間の長時間化、勤務形態の多様化の中、核家族の進行により、地縁・血縁による育児支援等の機能が低下している現状にあります。

市民意識調査では、女性が働きやすい施策について「保育や介護の体制を充実する」、「職場環境整備」、「育児・介護休業制度」等が挙げられています。このようなことから、男女が共に仕事と家庭の両立を図るための支援を展開するとともに、労働者の権利についての啓発や学習機会を提供し、社会全体で家庭と職場の両立支援に取組めるような環境整備に努めます。



資料:平成 18 年度男女共同参画市民意識調査

(1)職場と家庭の両立の支援

育児・介護休暇制度の普及啓発や利用促進を図り、仕事と家庭の両立を 支援し、男女が共に働きやすい職場づくりを推進します。

仕事と子育てや介護の両立に係る負担感を緩和し、安心して子育てや介護ができるような環境づくりを推進します。

施策	具体的施策·事業例	担当課
育児·介護休業制度の利用 促進	関係機関との連携による育児·介護休業法の周知および普及啓発活動 事業所への育児·休業制度の整備促進と取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりの推進	
事業所への普及啓発	関係機関との連携による両立支援策に関する情報提供および普及啓発活動 母性健康管理に関する意識啓発および妊娠、出産、授乳期における女性の保護の周知 労働時間短縮促進のための啓発	観光商工課
子育て支援体制の充実	保育サービスの充実(再掲) 放課後児童クラブの充実(再掲) 子育てに関する相談支援体制の整備(再 掲) 放課後児童クラブの充実(再掲)	子ども福祉課
	放課後子ども教室の推進(再掲)	生涯学習課
介護支援体制の充実	各種介護保険サービス利用の相談·支援 (再掲) 介護者の悩み相談·支援体制の充実(再 掲)	長寿福祉課

基本施策3-多様な働き方への支援

女性の自立意識や就業意欲の高まりとともに、能力発揮のための多様な就業の場の確保、環境づくりが必要となっています。また、現在の社会環境の変化や女性の就業の状況から、起業や経営に必要な能力の向上と再就職への支援の必要性は、大きなものとなっています。そのため、多様な働き方を可能にする就業条件や起業・経営に必要な法律知識やノウハウ面と再就職に対する支援策を展開します。

農林水産業・商工業等の自営業を営む女性は、生産や経営管理の担い手として、また、家庭生活、地域生活の担い手として重要な役割を果たしています。生産や経営活動、地域づくりをはじめ、方針決定の場において積極的に意見を反映させていくことが重要です。緑や水、ゆとりある空間等、市内の優れた自然資源を保全しながら定住性を高める快適な生活環境を実現することが課題となっています。そのため、その労働に対して適正な評価をし、主体的に能力を発揮できるような環境整備を進めます。

(1)多様な働き方を可能にする就業条件の整備

女性の自立意識や就業意欲が高まっており、就業機会の確保や就労者の 福利厚生の充実などの環境整備を促進します。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
パート、臨時、派遣労働者への労働情報の提供	ハローワークとの連携による情報の提供	観光商工課
就労者の支援体制の整備	働く女性の家の充実による福利厚生の推進	中央出張所

(2)起業、再就職に対する支援

起業に必要な法律知識や経営のノウハウ等起業のための能力向上と再就職を支援します。

施策	具体的施策·事業例	担当課
職業能力向上を図る各種研修	再就職支援セミナー等の紹介、県の労働関	
の実施、情報提供	連部局との連携による情報提供	
起業の支援	起業セミナーの紹介、起業相談の実施 県及び商工会と連携した事業資金制度の 紹介	観光商工課
就労に関する情報の提供	ハローワークとの連携による情報の提供	

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女が共に働きやすい環境整備 家族従業者として働く女性の経営参画や就業条件の整備等についての 意識啓発を促進します。

農業後継者を確保する体制の整備を推進します。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
農業関係団体委員等への女 性登用·参画の啓発	意識啓発活動	
農業農村男女共同参画地域	女性農業士の活動支援	## 11 1 +m
推進事業の促進	農業改良普及センター等の関連機関との連 携	農林水産課 農業委員会
経営・方針決定の場における 共同参画の促進	家族経営協定事業の拡充	
農業経営に関する各種講演会 の開催	農業改良普及センターやJAとの連携による講演会の開催	
農業後継者に対する配偶者対 策	配偶者確保のための結婚相談活動推進	農業委員会
商工業等の自営業従事への 支援対策	働きやすい環境の整備のための啓発 休日を意識づけるための積極的な啓発 商工会と連携した情報の提供や相談体制の 充実	観光商工課
	中小企業のための低利融資制度の充実	

女性農業士:自家農業に従事し、家計運営を担う概ね35歳から45歳の女性であって、満60歳まで女性農業士として活動できると認められる女性農業者のこと。農業経営、農家生活の向上に意欲的に取組み、他の模範となる女性農業者、農村女性グループ等の集団に属し、地域女性および農業青年等から信望が厚く、かつ女性リーダーとして指導性に富む女性農業者

家族経営協定:家族経営が中心となっている我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営委譲等について文書で取り決めるもの。協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になる。

基本目標

互いに人権を認め合う社会づくり

男女がさまざまな分野に参画することによって、その中で多様な価値観により、新たな地域社会のあり方が求められます。その中で、それぞれがバランスのとれた生き方を模索し、地域を構成する市民や関係団体が、より良い関係を保ちながら男女が共に活動できる環境整備を促進します。

また、情報化が進展する中で多様なメディアからの情報は多大な影響を及ぼします。男女の人権の尊重にかかわる情報の発信に配慮するとともに、情報を受ける側も、主体的に解釈し、活用する能力を持つことも必要なことであると考えます。

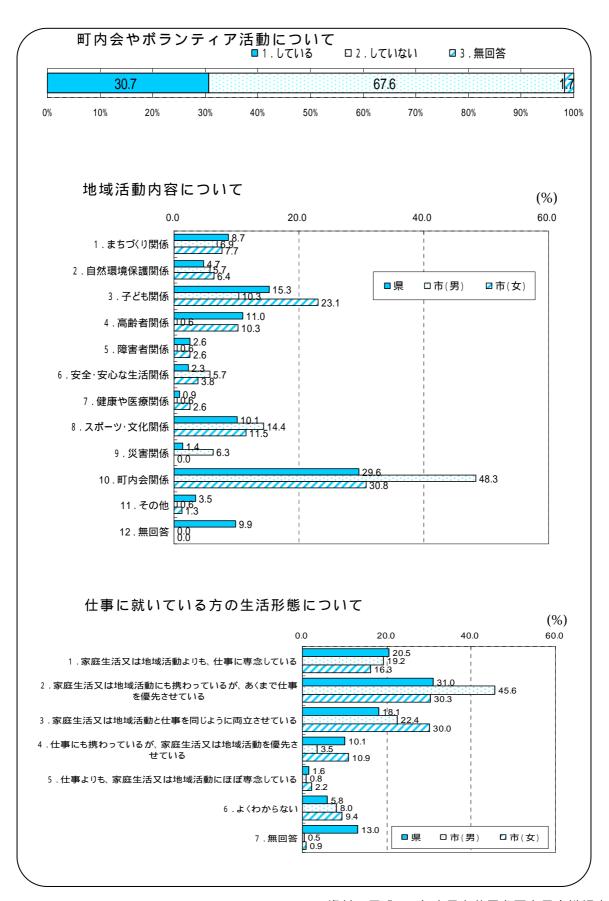
また、男女共同参画社会の形成は、国際的な取組みと歩調を合わせて進められているものであり、より一層の国際協力、国際交流を推進していく必要があり、地域レベルでの活発な活動を促す取組みを展開します。

基本施策1・地域社会における男女共同参画の促進

各個人が、職場・家庭・地域の中で、それぞれの価値観により、それぞれがバランスのとれた生き方を模索している中、各地域活動においても男女間に固定的な役割分担、意識差がみられます。男女共同参画社会を形成する上では、仕事と家庭という個人の大きな活動単位を支える地域社会の構築が必要となり、また、地域社会には無限の力があると考えます。

市民意識調査において、地域活動内容として、市では、男性は町内会活動が特に多く、女性は「子ども関係」が多いという傾向がみられます。その特徴を生かし、地域社会における男女の役割について共通認識を浸透させ、地域や世代間の交流・連携強化による豊かな人間性を育む環境づくり、人材育成、そして人権侵害、防犯体制の整備などの地域力をさらに伸ばす取組みを進めます。

また、メディアにおける影響は多大なものであり、表現の自由を尊重しつつも男女の人権が尊重されるよう配慮と理解を働きかける必要があります。 一方、メディアからの情報を男女が読み解き自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上に努めます。



資料:平成18年度男女共同参画市民意識調査

(1)男女が共に参画する地域活動の促進

男女が共に協働する地域コミュニティを形成するための意識を啓発します。

地域社会活動として福祉活動や環境問題への取組みに対する男女の参画を促進します。

男女が共に地域活動に参画するための機会や情報を提供します。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
地域活動への参加促進	地域コミュニティ活動参加促進	· 広聴広報課
地域泊勤への参加促進	意識啓発活動	
学校行事等への参加促進	各学校からの呼びかけ、広報等を通した啓 発	学校教育課
福祉活動への参加促進	関係機関との連携によるボランティア活動参加の促進	関係各課
	緑化推進事業および環境美化活動支援	
環境問題への取組みに対する 参加促進	市内一斉清掃、霞ヶ浦や流入河川のごみ 清掃への参加促進	環境保全課
	地球温暖化防止活動支援	
	市民が身近に利用できるコミュニティバス運行の充実	企画課
地域交流の促進	地域集会施設などのコミュニティ施設の整 備支援	広聴広報課
	地区公民館主催の合同運動会への支援	霞ヶ浦公民館

コミュニティ: ふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連 帯感や信頼関係に基づく集団のこと

コミュニティバス:民間の公共交通を利用しにくい地域住民の足を確保するため、自 治体が運営主体となり、バス会社等に委託するなどして運行するバスのこと。

(2)人材育成と地域活動支援の充実

男女が共に参画し、多様な地域活動を充実したものとするために人材の育成や活動に対する支援の充実に努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
人材育成の促進	地域ボランティアの育成	
	地域リーダーの育成	関係各課
地域の活動支援	各種団体の活動支援	
	NPOの活動支援	计器计范围
	まちづくり推進事業の促進	広聴広報課

NPO(Non Profit Organization): 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法」(NPO法)が成立し、福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。

(3)地域の防犯・防災対策の推進

わいせつ行為、ストーカー行為などの地域における人権侵害や犯罪について地域や関係機関、行政が力を合わせて防犯対策を推進します。

男女が共に安全に暮らせる地域社会を推進するため、交通安全意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動の充実強化に努めます。

消防・防災など地域における安全を確保するための施策を推進します。

施 策	具体的施策·事業例	担当課
ませると特色字がよせ等	意識啓発活動	ᄽᄼᇃᆉ
地域の人権侵害防止対策	相談体制の充実	社会福祉課
	学校と地域の協力による「子どもを守る110番」	学校教育課
	の拡充	子仪仪目述
地域の防犯体制の充実	自主防犯組織の結成支援	
	防犯連絡員の活動支援	
	警察との連携強化	総務課
	交通安全関連団体との連携による交通安全運	
地域の交通安全対策	動、パトロールの実施	
	交通安全教育の充実	学校教育課
	自主防災組織の結成、活動支援	総務課
地域の消防、防災体制の充実	婦人防火クラブ、少年消防クラブの育成支援	34 7 4 人 如
	女性消防団員による火災予防の普及	消防本部
	事業所、市民を対象にした応急手当、救命講	消防本部
	習会の実施	健康増進課

(4)メディアにおける人権尊重

男女共同参画の視点に立ち、男女の人権に配慮した情報の発信に対する理解と配慮を促進します。

情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)向上のための啓発活動 を推進します。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
メディアにおける男女の人権 尊重の働きかけ	男女の人権に配慮した情報発信に対する理解と配慮の意識啓発 市広報誌、ホームページにおける男女の人権を 尊重した表現の推進	広聴広報課
メディア・リテラシー向上の促	情報を活用できる能力向上のための広報啓発	
進	学校教育における情報教育の推進	学校教育課

メディア:マスメディアといわれる新聞、書籍、テレビ、ラジオ、映画などのほか、 新たな情報伝達手段であるインターネット等も含めたものを指しています。

メディア・リテラシー:メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力の こと。

基本施策2-男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会について理解を深めるとともに、男女が互いに認め合い協力し合うためには、学校教育における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が必要です。

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくために生涯学習の振興は重要であり、多様化、高度化した学習需要への対応が望まれています。

また、学校教育関係者や社会教育関係者に対する男女共同参画に関する理解の必要性が求められていることから研修の充実を図り、家庭・学校・地域が協力し、男女共同参画を推進する教育や学習機会の提供を図る取組みを推進します。

(1)学校教育等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

学校において人権を尊重した教育と男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。

教職員などに対する研修の充実など、教育環境の整備を推進します。

施 策	具体的施策·事業例	担当課
教育活動全体を通した人権 教育の実施	各教科の指導、学級活動を通した人権を尊重 する意識や態度の育成	
道徳教育を通した男女平等 教育の実施	道徳の時間における人権教育の実施	
家庭科教育の充実	家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意 義等についての学習の推進	学校教育課
個性を生かし、多様な生き方 を学ぶ教育の促進	指導方法、教材・参考資料の選択、進路指導 の充実	
教職員への学習·研修の充 実	男女共同参画に関する理解促進のための学習 や研修の充実および意識啓発	

(2)生涯学習における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

あらゆる年代の男女が生涯を通じ学習機会を選択できるよう環境を整備します。

あらゆる年代の男女が生涯を通じスポーツに親しむことのできるよう 環境を整備します。

施策	具体的施策·事業例	担当課
	生涯学習フェスティバルの開催など発表の機 会の提供	
	生涯学習団体の育成、活動支援	化证益羽钿
生涯学習機会の充実	生涯学習推進人材バンクの活用支援	生涯学習課
	「マナビィかすみがうら」による各種講座・教室	
	の案内	
	各種講座·教室の開催	関係各課
	総合型地域スポーツクラブを支援しスポーツ	
	に親しむ機会の提供	
スポーツ·レクリエーション活 動の推進	スポーツ団体の育成、活動支援による団体活	スポーツ振興課
	動の充実	スケーク振興味
	体育指導委員と連携した指導の強化および	
	組織の育成支援	

基本施策3-国際的理解と協調

国際化の時代に入り、男女共同参画への取組みは、国内だけでなく、世界各国の目標であり、人権尊重という世界的な協調のもとに展開しています。あらゆる分野で情報化、国際化が進展する中、諸外国の文化などを理解し尊重することは男女ともに必要なことであり、また、世界各国の男女共同参画を目指した取組みや男女をとりまく状況を把握し、国際模範等を理解する必要があります。そのため、情報の収集や国際交流を推進する取組みを展開します。

(1)情報の収集・提供

男女共同参画に関する取組みや現状について国際理解を深めるために、情報を収集・提供を行います。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
海外の男女共同参画に関する	男女共同参画に関する国際的動向について の情報収集および提供	広聴広報課
情報の収集と提供	国際基準等の広報	

(2)国際交流・国際協力の推進

国際交流、国際協力を図るための施策を推進します。 広い視野から地域社会や国際社会の理解を深めるための学習環境の整 備を図ります。

施 策	具体的施策·事業例	担当課
国際交流事業の推進	県主催の「ハーモニーフライト事業」への参加 支援 国際交流事業参加者への助成	広聴広報課
国際理解教育の推進	小・中学校での外国語指導助手(ALT)による語学指導と国際文化の普及中学生の海外派遣事業「少年のつばさ」の実	学校教育課
	施	

基本目標

男女共同参画を推進する体制づくり

社会のあらゆる分野へ共同参画するために必要なことは、計画を立てたりそれを実行していく場に男女が共に責任を持って参画し、男女双方の視点を取り入れること、いわゆる政策・方針決定過程への参画であり、「男女共同参画社会基本法」の基本理念として揚げられています。これは、計画を立てる段階からかかわり、実行していくことで、男女が共に共有することにつながります。しかしながら、この分野においても男性が優遇されているという不平不満が存在しており、女性が市政や政治への参画意識を高められるような取り組みを求められています。女性の施策、方針決定過程への参画を推進する必要があります。

さらに、男女共同参画社会を形成するための取組みは、非常に広い範囲で、かつ多肢にわたります。この取組みを推進していくためには、市民と行政が協働で施策を展開していく必要があります。そのため、行政はもとより、市民、事業所、各種団体等との連携強化および協力体制作りが必要であり、市の推進体制を充実し取組んでいきます。

基本施策1-政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

社会におけるさまざまな問題に対応するには、審議会など自治体の政策・方針決定の場へ男女が共に積極的に参画し、意見を反映することが大切です。 男女共同参画の視点から、市民参画の機会を拡充するためにさまざまな市民のニーズに的確に応えることができる仕組みを整備します。市民参画の機会を拡充するためには性別や就業の有無を問わず参画できるようにすることが必要です。さらに、地域・企業・学校など社会のあらゆる分野で責任ある地位に男女が偏りなく就くことを働きかけ、市民・団体・事業所・行政のパートナーシップによる仕組みづくりに努めます。

(1)審議会・委員会等への女性の参画促進

審議会や委員会の委員の選出にあたっては、広い分野からの女性の積極的な登用を図ります。

施 策	具体的施策·事業例	担当課
女性の参画の推進	各種審議会・委員会への積極的な登用	明なを加
人材情報の収集と提供	女性の人材の発掘と情報収集および提供	関係各課

(2)女性が市政へ参画するための支援

政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、市政についての理解や学習を深める機会を積極的につくり、女性の人材育成を図ります。

【事業計画】

施 策	具体的施策·事業例	担当課
市政への参加促進	市民懇談会への参加 市民提案制度の充実	広聴広報課
	関係機関で開催する研修等の情報収集および提供(再掲)	広聴広報課
女性リーダー育成支援	女性団体の各種行事への参加および学習機会 の提供	関係各課

(3)事業所・団体における女性の参画推進

事業所及び各種団体等に対して男女共同参画の促進と積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)を働きかけます。

施 策	具体的施策·事業例	担当課
事業所等への女性の参画促進	関係機関との連携による職場内慣行や性別による固定的役割分担意識改善のための意識啓発	観光商工課
	女性管理職登用等の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する情報収集・提供	
地域活動への女性の参画促 進	自治会やボランティアなど地域組織・団体の方 針決定の場における女性の参画促進	関係各課

基本施策2-行政推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するための施策は、広範かつ多岐にわたっています。この施策を推進するためには、職員の理解を深めると共に行政の推進体制の充実に努め、具体的な事業計画に基づき、各課との連携・調整、国や県などとの連携を図りながら全庁的に取組む体制を整備します。

(1)庁内の男女共同参画の推進

市の行政全体に男女共同参画の視点を反映させるため、職員を対象に男女共同参画についての理解を深め、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供の充実を図ります。

政策・方針決定過程の場への女性職員の参画を推進します。

【事業計画】

施策	具体的施策・事業例	担当課
市職員研修の充実	市職員を対象にした男女共同参画に関する 研修、学習機会の充実	広聴広報課 職員課
女性職員の男女共同参画の	女性職員の職域の拡大と管理職等への登用 推進	TOTAL CONTRACTOR CONT
推進	県と連携した女性職員対象の研修、学習機 会の提供	職員課

(2)庁内における働きやすい職場づくり

職場における人権侵害を防止する対策が図られるよう各課の管理職員が中心となり、啓発、防止対策を推進します。

仕事と家庭の両立を支援し、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

施策	具体的施策・事業例	担当課
育児休業・介護休暇制度の	育児休業・介護休暇の周知	職員課
取得の促進	意識啓発	144 貝 休
	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハ	
職場内人権侵害防止対策	ラスメント防止のための職員研修の実施	
	意識啓発	全課
家庭や地域活動へ積極的に	定時退庁日の実施	土林
参加できる職場づくりの整	F > 4 m m / 5 o 4 > 4	
備	年次休暇取得の推進	

(3)男女共同参画に関する情報提供と調査研究

男女共同参画に関する国際的な動向、国や県の取組み、民間団体における取組みについての情報を収集し、市民に提供します。

男女共同参画施策を効果的に推進していくために、定期的な市民意識調査を実施し、市民の現状やニーズを把握することに努めます。

【事業計画】

施策	具体的施策·事業例	担当課
	男女共同参画に関する国際基準等の情報の	
資料・情報の収集	収集	
	国や県、民間団体における取組みの情報収集	
	市ホームページによる情報の発信	広聴広報課
情報の提供	広報「かすみがうら」を活用した情報提供	
	相談窓口一覧の作成	
調査研究	定期的な市民意識調査の実施	

(4)推進体制の確立

「かすみがうら市男女共同参画計画」を推進していくために、「かすみがうら市男女共同参画推進委員会」を設置し、関係事業の実施状況の確認や評価を定期的に行います。

計画をより効果的に推進するために庁内組織の連携強化を図ります。 男女共同参画社会実現のため、市民と一体となった活動を推進するとと もに、基本計画策定において広く意見を求めるなど市民との連携を図り

職業生活および地域社会に大きな影響力をもつ事業所や団体等と連携し、事業の推進を図ります。

男女共同参画実現のため、国や県への働きかけや他市町村・関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

施策	具体的施策・事業例	担当課
男女共同参画に関する普 及啓発	男女共同参画に関する講演会の開催	
市の取組に対する定期的な評価の実施	「かすみがうら市男女共同参画推進委員会」 による進捗状況の確認および評価の実施	広聴広報課
庁内における男女共同参 画推進体制の確立	関係各課との連携強化	
市民との連携	意見公募手続制度の実施	企画課 広聴広報課
	市民と連携した活動推進	
事業所、団体等との連携	事業所、団体等との連携による施策の推進	広聴広報課
国、県、他自治体等との連 携強化	市の施策に対する国、県、他自治体等との連 携による情報収集や施策の推進	<i>凶</i> 瘛 凶 報 味



計画策定経過について 諮 問 書 答 申 書 かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員名簿 法令関係等

計画策定経過について

年 月	内容
平成18年4月	男女共同参画推進委員会設置要項の設置
7月	男女共同参画社会市民意識調査の実施(アンケート調査発送) ・計画策定の基礎資料とするため市民アンケートを実施 ・実施対象者 市内在住の20歳以上の男女1,500名 市職員599人(全員) ・抽出方法 平成18年6月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出・調査期間 約1ヶ月程度 ・回収率 一般市民(25.7%) 市職員76.3%)
1 0 月	推進体制の確立 男女共同参画推進委員委嘱(10名) 男女共同参画推進会議(各部長8名) 男女共同参画推進会議検討会検討委員委嘱および任命(庁内関係各課代表19名)
1 1 月	第1回男女共同参画推進会議および推進会議検討会(14日) ・男女共同参画計画策定における組織体制、スケジュール等について ・研修「男女共同参画について」 講師:県女性青少年課副参事 小林俊秀氏
1 2 月	第1回男女共同参画推進委員会(12日) ・男女共同参画計画策定に関する諮問について ・研修「男女共同参画について」 講師: 県女性青少年課男女共同参画担当係長 塙 伸一氏
平成19年	男女共同参画社会市民意識調査報告書完成
2 月	第2回男女共同参画推進会議検討会(15日) ・ 市民意識調査集計結果について ・ 計画の体系について 第2回男女共同参画推進委員会(26日) ・ 市民意識調査集計結果について ・ 計画の体系について
3 月	第3回男女共同参画推進委員会および男女共同参画推進会議(23日) ・研修「男女共同参画社会はなぜ必要か」 講師:茨城大学准教授 長谷川幸介氏 ・同日、推進委員会 計画の体系について 基本理念:「男女共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」の実現 に向けて4つの基本目標を掲げる

年 月	内容
7月	第4回男女共同参画推進会議検討会(2日) ・計画の体系について ・計画素案について・・・基本目標 について
. 73	第4回男女共同参画推進委員会(12日) ・計画の体系について ・計画素案について・・・基本目標 について
8月~9月	施策の方向、具体的施策について、各課へのヒアリング実施
9月	第5回男女共同参画推進会議検討会(21日) ・計画素案について
1 0 月	第5回男女共同参画推進委員会(3日) ・計画の体系について ・計画素案について
1 2 月	部長会議(27日) ·計画素案について ·計画(案)の意見公募について
平成 2 0 年 1 月	庁議(4日) ・計画素案について ・計画(案)の意見公募について
	計画(案)の意見公募実施(1月24日~2月7日)
2 月	第6回男女共同参画推進委員会(22日) ・計画素案について ・計画(案)の意見公募結果報告 ・男女共同参画計画策定に関する答申書の内容について ・男女共同参画計画策定に関する答申
3月	男女共同参画計画の決定

諮 問 書

平成18年か広聴諮問第8号

かすみがうら市男女共同参画推進委員会 委員長 佐藤 昌廣 様

かすみがうら市男女共同参画計画の策定に関する事項について、かすみがうら市男女 共同参画推進委員会設置要項第2条の規定により、意見を求める。

平成18年12月12日

かすみがうら市長 坪井 透

答 申 書

平成20年2月22日

かすみがうら市長 坪井 透 様

かすみがうら市男女共同参画推進委員会 委員長 佐藤 昌廣

かすみがうら市男女共同参画計画の策定について(答申)

平成18年12月12日付、平成18年か広聴諮問第8号により、当委員会に対し諮問のありました、かすみがうら市男女共同参画計画の策定に関する事項につきましては、下記意見を付帯し、原案のとおり答申いたします。

記

- 1.かすみがうら市男女共同参画計画(案) 別紙のとおり
- 2.かすみがうら市男女共同参画計画(案)答申にかかわる付帯意見
 - (1)男女共同参画社会に関する意識が市民に浸透するよう、情報提供や意識啓発 に努めること。
 - (2)男女共同参画社会づくりの推進のためには、少子高齢化社会への対応が重要 であるため、仕事と家庭の両立や地域における育児、介護支援等の事業の推進 を図られたい。
 - (3)男女が共に協働する地域づくりのための意識啓発に努め、地域社会活動への男女の参画促進を図られたい。
 - (4)計画に位置付けられている各施策については、関連機関との連携を図り、計画的かつ着実に推進すること。

かすみがうら市男女共同参画推進委員会委員名簿

平成18年10月~

役職	氏 名	所属・役職等
委員長	佐藤昌廣	市働く女性の家・勤労青少年ホーム運営委員会
		委員長
副委員長	森井たか子	市女性団体代表者連絡協議会委員
委員	桑原和生	元霞ヶ浦町教育長
委員	川俣和好	市公民館運営審議会委員
委員	松信元司	市体育指導委員長
委員	島田栄一	(社)土浦法人会霞ヶ浦地区会青年部副会長
委員	髙橋千枝子	県男女共同参画推進員
委 員	中根美枝子	県男女共同参画推進員
委 員	飯 村 恵 子	女性農業士
委員	海保真美	保健師

法令関係等

かすみがうら市男女共同参画推進委員会設置要項

平成 18 年 6 月 1 日 訓令第 53 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定により、かすみがうら市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画計画の策定に関する 事項を審議し、その結果を市長に答申する。

(組 織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないようにしなければならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の構成員
- (3) その他 市 長 が特 に必 要と認 める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副 委 員 長 は、委 員 長 を補 佐 し、委 員 長 に事 故 あるとき、又 は委 員 長 が欠 けたとき は、その職 務 を代 理 する。

(会議)

- 第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の 委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席 又は資料の提出若し〈は調査を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広聴広報課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附則

この訓令は平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

かすみがうら市男女共同参画推進会議設置要項

平成 18 年 6 月 1 日 訓 令 第 54 号

(趣旨)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する 取組みを総合的かつ効果的に推進するため、かすみがうら市男女共同参画推進 会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(構 成)

- 第3条推進会議は、会長、副会長及び推進委員で構成する。
- 2 会長には市長公室長、副会長には総務部長を、推進委員にはその他の部長職をもって充てる。

(会議)

第4条推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

(検討会)

- 第5条推進会議に検討会を置く。
- 2 検討会は次の各号に掲げる事務を所掌する。
- (1) 男女共同参画に関する施策の調査、検討
- (2) その他推進会議に付議する事項の整理
- 3 検討会は、委員長及び検討委員で構成する。
- 4 委員長には、広聴広報課長を充て、検討委員は、各課、局、所の職員のうちから市長が任命し、かすみがうら市社会福祉協議会から検討委員を委嘱することができる。
- 5 検 討 会 は、委 員 長 が招 集 し、これを主 宰 する。 (庶 務)
- 第6条推進会議の庶務は、広聴広報課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

日本国憲法(抄)

公布 昭和21年11月3日 施行 昭和22年 5月3日

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下の平等、貴族の禁止、栄典)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

- **第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
 - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(教育を受ける権利)

- **第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける 権利を有する。
 - 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
 - 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、 侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

男女共同参画社会基本法(抄)

公 布 平成11年6月23日(法律第78号) 施 行 平成11年6月23日 最終改正 平成11年12月22日(法律第160号)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義)
- **第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (男女の人権の尊重)
- **第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。 (社会における制度又は慣行についての配慮)
- **第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による 固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響 を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかん

がみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)
- **第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

- 第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。 (法制上の措置等)
- 第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)
- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画 基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を 定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる 施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を 深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
 - (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。 (所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。 (組織)
- **第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の 総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条-第18条)

第3章 性別による権利侵害の禁止(第19条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後,少子高齢化の進展や経済活動の成熟化,情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し,県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには,男女が,社会のあらゆる分野において,互いの違いを認め合い,互いに人権を尊重しながら,それぞれの個性と能力を十分に生かし,共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに,男女共同参画社会を実現することを目指して,男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし,県,県民,事業者等が連携し,一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し,この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は,男女共同参画の推進についての基本理念を定め,県,県民及び事業者の責務を明らかにするとともに,男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより,男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画 男女が,社会の対等な構成員として,自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され,かつ,共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は,男女の個人としての尊厳が重んぜられること,男女が性別による差別的取扱いを受けないこと,男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として,推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は,社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し,男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として,推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は,男女が,社会の対等な構成員として,県における政策又は民間の団体

における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として,推進されなければならない。

- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ,男女共同参画は,国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は,前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり,男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し,及び実施する責務を有する。

- 2 県は,あらゆる施策を策定し,及び実施するに当たっては,基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は,男女共同参画の推進に関する施策について,県民,事業者,市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は,職域,学校,地域,家庭その他の社会のあらゆる分野において,基本理念にのっとり,男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は,基本理念にのっとり,県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は,雇用等の分野において,基本理念にのっとり,男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は,基本理念にのっとり,男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は,基本理念にのっとり,県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について,県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに,男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため,男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は,毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は,男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため, 議会の承認を経て,男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。) を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか,男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に 実施するために必要な事項
- 3 知事は,基本計画を定めるに当たっては,県民及び事業者の意見を反映することができるように,必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は,基本計画を定めるに当たっては,あらかじめ,茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか,市町村の意見を求めなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 第1項及び前3項の規定は,基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は,男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な 広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は,男女共同参画を推進するため,男女共同参画に関する情報の収集,分析及 び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は,市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため,情報の提供,技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は,県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について,市町村に対し,協力を 求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は,前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は,男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は,付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定

に基づ〈付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は,男女共同参画の推進に必要があると認めるときは,事業者に対し,男女 共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は,前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ,公表することができる。
- 3 知事は,第1項の規定による報告に基づき,事業者に対し,情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は,毎年,男女共同参画の推進に資するため,男女共同参画の状況,県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も,セクシュアル·ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も,配偶者等に対し,身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は,平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表中

	茨城県青少年健全育成 審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施 策の樹立について必要な事項を調査審議すること。	を
г	茨城県男女共同参画審 議会	茨城県男女共同参画推進条例(平成 13 年茨城県条例第 1 号)に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と 認める事項について調査審議すること。	ا اد
	茨城県青少年健全育成 審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施 策の樹立について必要な事項を調査審議すること。	

改める。

男女共同参画基本計画(第2次)概要

平成17年12月 内閣府男女共同参画局

第1部 基本的考え方

第1次基本計画期間中の取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定。目指すべき社会の 将来像にも留意。

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

(1) 男女共同参画基本計画

男女共同参画基本法第 13 条に基づき男女共同参画基本計画を策定。

(2) 第1次基本計画策定後の主な取組

平成13年に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置。男女共同参画会議において、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形 成に及ぼす影響の調査を実施。

(3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

平成16年7月、内閣総理大臣より男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画を 策定してい〈際の基本的な考え方について諮問。平成17年7月、「男女共同参画基本計画改 定に当たっての基本的な考え方 男女がともに輝〈社会へ 」を答申。同答申を踏まえ、政府 において男女共同参画基本計画を改定。

2.男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

(1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成

第1部:男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項

第2部:12の重点分野毎に、施策の目標、施策の基本的方向(平成32年(西暦 2020 年)まで)、具体的施策(平成22年(西暦2010年)度末まで)を記述。平成22年(西暦 2010年)度には、計画全体について見直しを行う。

第3部:総合的・計画的推進のための体制の整備・強化

(2) 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項

2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待し、各分野における取組を推進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)が 2005

年において80か国中43位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登 用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

チャレンジしたい女性が、いつでも、 どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ(再就職、起業等)したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。

雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を 踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。

また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。

新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画を推進する。

生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。

男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合議された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施 策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

第2部 施策の基本的方向と具体的施策(抜粋)

1.政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・観光の見直し、意識の改革
- 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4.活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5.男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7.女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8.生涯を通じた女性の健康支援
- 9.メディアにおける男女共同参画の推進
- 10.男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11.地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12.新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 (科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光/環境)

かすみがうら市男女共同参画計画

発行 平成20年3月

かすみがうら市

編集 かすみがうら市 市長公室 広聴広報課

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田 461

TEL: 0299-59-2111 / 029-897-1111

FAX: 0299-59-2130

E-mail: info@city.kasumigaura.ibaraki.jp